

○山井委員 三十五分間、質問をさせていただきます。

まず、景気指標がかなり悪くなってきて、消費増税も先送りするのではないかと、そういう声も高まってきております。

そういう中で、いろいろ私の知り合いの障害者の方々や御家族の方々、また介護現場の方々と話をしていると、消費増税は先送りしてほしい、ただ、そうなったときにも、約束していた障害者年金の引上げ、つまり年金生活者給付金の支給、正式には年金生活者の支援給付金といいますが、事実上の障害者年金の引上げ、こういうものや、介護職員、障害福祉の職員の賃金引上げはやはり約束どおりしっかりやってほしい、そういう声は非常に強いのです。

私も、二〇〇〇年に初当選をさせていただいて、七期、ことしで二十年目になりますが、二十年の政治活動を振り返って一番切実な要望の一つは、やはり地元の障害者の保護者、御家族の方々からの、障害年金を上げてほしい、親亡き後、この子供たちがどうやって生活していけるのか、とにかく障害者の年金を引き上げてほしい、そのことを私は、初当選した二十年前から、ずっと二十年間聞き続けてきました。

もちろん年金引上げというのは簡単な話ではないですので、二〇〇九年に民主党政権になって、私も厚生労働大臣政務官に、長妻厚労大臣のもと、ならせていただいて、またその後も議論を重ね、やっと二〇一二年に、配付資料の一ページに書いてあります、真ん中の年金生活者の支援給付金の法改正をさせていただきました。中身はというと、次のページにありますように、障害一級の方には月に六千二百五十円、事実上障害年金を引き上げる、そして障害二級の方には五千円引き上げる、遺族も含め、対象者は約二百万人ということなんですね。

それで、御存じかと思いますが、これはもう四年間、実施が先延ばしになっているんです。本当でしたら、今から四年前、消費増税の引上げとセットで平成二十七年の十月から引き上げられる予定で、保護者の方々、障害者の方々、やっとなんか障害年金が上がるなど、本当に首を長くして待っておられたんですよ。そうしたら、二年間延期になった。二年間延期になって、次こそ上がるということで待っていたら、もう一回延期になった。もちろん、それは消費増税の延期とかさまざまな理由はあるでしょうけれども、保護者や当事者の人からすると、どうなっているんだという思いが高まってきているんです。

それで、三度目の正直がことしの十月なわけですよ。まさか、またこれは延期なんてことはないでしょうねと。もし延期になって、経済状況が悪かったら、アベノミクスがうまくいかなかったとかそういうのは別の話ですから、障害者の方々や保護者の方々にとっては何ら責任ない話ですから、政府の失政や景気状況の変化なわけですから。

という意味で、根本大臣にお伺いしたいのは、もし十月の消費税一〇%への増税を凍結しても、やはり、もう既に四年間も延期して、首を長くして障害者の方々や保護者の方々が待っておられるこの障害者、年金生活者支援給付金、事実上の障害年金の引上げ、これはやるということを言明していただけないか。

〔委員長退席、橋本委員長代理着席〕

○根本国務大臣 まず、消費税の引上げであります。政府としては、リーマン・ショック級の出来事が起こらない限り、本年十月に引き上げる予定という方針が変わりはないと認識しております。

消費税財源は、山井議員もお詳しくあられますが、消費税財源は重要な社会保障財源だと私は考えております。これまで、社会保障・税一体改革を一步ずつ進めて、関係者間の合意を得ながら進めてまいりました。消費税一〇%への引上げにより一体改革は一区切りとなりますが、その際に実施する予定の社会保障の各施策、今いろいろとお話があった施策も含めて、各施策について、しっかりと準備していくことが重要だと考えています。

いずれにしても、介護職員の処遇改善、あるいは障害福祉人材の処遇改善、あるいは障害者への、これもありませんが、御指摘の年金生活支援給付金、年金を含めても所得が低い者の生活を支援するために年金に上乗せして支給するものでありますが、これは、障害者の生活をしっかりと支えるよう、施行に向けて準備を進めていきたいと思っております。

○山井委員 質問に答えていただきたいんです。

消費税増税をしたら障害年金を引き上げる、これは当たり前です。それはわかっています。

問題は、今、来週月曜日にもことし一月—三月のGDPが発表されますが、そういう中で、国民の中でも政府の中でも国会の中でも、増税先送りの可能性が出てきたなという声強いわけですね。

そういう中で、消費増税をもし、一〇%増税を十月、延期したとしても、その場合にも、約束している、予定している障害年金の引上げ、そして介護職員、障害福祉職員の処遇改善、これはやるということによろしいですか。

○根本国務大臣 消費税の引上げについて、繰り返しになりますが、政府としては、リーマン・ショック級の出来事が起こらない限り、本年十月に引き上げる予定、こういう方針に変わりはないと私は認識しております。

そして、消費税財源は重要な社会保障の財源ですから、社会保障の各施策、しっかりと準備していくことが重要と考えています。

そして、いずれにしても、政府としては、消費税率引上げに向けて経済財政運営に万全を期すということに尽きると私は思っております。

○山井委員 自民党幹部の人も含めて、消費税を上げない可能性にも言及され出しているわけですよ。だから、三回目になりますから、根本大臣、誠実にお答えください。

上げない場合、どうするんですかと聞いているんですよ。相手のある話ですから、これは。二百万人の障害者の方々も、首を長くして待っておられるんです。かつ、介護職員の方々、障害福祉職員の方々は、人手不足で現場は苦しんでいるんですよ、これは。

もし上げない場合でも、障害年金の引上げをやる、介護職員、障害福祉職員の処遇改善をやるということでもいいのか、それとも、消費増税をもししなかったら、今言った障害年金引上げ、介護、障害福祉職員の処遇改善をやるかということですか。そこは、見解をお聞かせください。やるのかやらないのか、もしかして未定なのか。消費税増税をしない場合はどうなのか、明確にお答えください。

○根本国務大臣 消費税財源は重要な社会保障財源ですよ。そして、我々、社会保障・税一体改革を一步ずつ進めて、関係者間の合意を得ながら進めてまいりました。その際に、予定の社会保障の各施策、これはしっかりと準備していくことが重要だと考えています。

私はもう答えています。いずれにしても、政府としては、リーマン・ショック級の出来事が起きない限り……(山井委員「委員長、だめですよ、同じ答弁はだめ。もう三回も、だめ」と呼ぶ) いや、答弁しています。リーマン・ショック級の出来事が起こらない限り、本年十月に引き上げる予定という方針に変わりはないと認識しております。

いずれにしても、私は答弁していますよ、政府としては、消費税率引上げに向けて経済財政運営に万全を期すということに尽きると私は考えております。きちんと答弁をしております。私の考えを申し上げました。

○山井委員 委員長、注意してください。

増税をしないとき、障害者年金は引き上げるんですか、引き上げないんですか、答えてください。

○根本国務大臣 私は、私の考え方を申し上げております。

もう繰り返しは避けませけれども、るる言いましたから、政府としては、消費税率引上げに向けて経済財政運営に万全を期すということに尽きると私は考えております。

○山井委員 理解できません。誰も理解できないと思いますよ。消費増税しないときに、障害年金の引上げ、介護、障害福祉処遇改善をやるんですか、やらないんですか、未定なんですか。未定でもいいですよ、お答えください、何らかの答えを。

○橋本委員長代理 山井君に申し上げます。

根本大臣が答弁されているのは、政府としては消費税を上げるということを決めているということをお話しになっているんだと思います。(山井委員「そのことは聞いていません、だから。上げない場合、どうなんですかと聞いているんです。とめてください、答えられないんだったら。一旦とめてください。これは国民みんなが知りたがっている質問ですから」と呼ぶ)

もう一回答弁しますか。

○根本国務大臣 私は、委員の皆さんも理解していただいていると思いますよ、理解していただいていない方も

おられるかもしれませんが。

私は、消費税引上げに向けて、とにかく、政府の立場としては、経済財政運営に万全を期すということに尽きると考えております。

もしとか仮定の話は、申しわけありませんが、お答えすることは私は難しいと思っております。

とにかく、我々の姿勢は、スタンスは、政府として、消費税率引上げに向けて経済財政運営に万全を期すということに尽きる、これが私の答弁であります。

○山井委員 これは大事な議論ですよ。ここまで聞いても、増税しない場合は障害年金引上げはやらないとか処遇改善はやらないと答弁されないということは、増税しない場合でも障害年金の引上げや介護、障害福祉の処遇改善をやる可能性はあると当然理解しますよ、やらないと答えられないんだから。その理解でよろしいですね。

○根本国務大臣 私は、もしとか仮定の議論にはお答えすることは難しい、こう答えております。

そして、繰り返しになりますが、消費税率の引上げについては、リーマン・ショック級の出来事が起こらない限り、本年十月に引き上げる予定、この方針に変わりはないと私は認識しております。そして、消費税財源は重要な社会保障財源だと考えていますから、私は、大事なものは、政府として、消費税率引上げに向けて経済財政運営に万全を期すということに尽きるということを再々申し上げております。

○山井委員 リーマン・ショック級の出来事が起こらないとといいながら二回も延期して、そしてまた、それを口実に選挙までやって、二回も同じことをやっているから聞いているんじゃないですか、二度あることは三度あるというから。

ということは、根本大臣、総理の見解と違うということで理解していいですね。

なぜならば、総理は幼児教育無償化も消費税の引上げを前提にして実施するとおっしゃっていますから、総理の答弁は、幼児教育無償化やほかの、恐らく処遇改善、障害福祉年金のこととかも増税が前提、つまり前提が壊れたらやれないということを総理はおっしゃっていますが、根本大臣は今そのことをおっしゃらないということは、別に、障害年金の引上げや処遇改善、障害者、介護は消費税増税が前提ということでは必ずしもないということでもいいですか。

○根本国務大臣 消費税財源というのは重要な社会保障財源ですよ。ですから、一体改革を進めて、消費税一〇%への引上げよっての財源を活用して、今、さまざまな社会保障の各施策を打ち出して、そして準備を進めているということでもあります。

とにかく、リーマン・ショック級の出来事が起こらない限り、本年十月に引き上げる予定という方針に変わりはないわけですから、政府としては、消費税率引上げに向けて経済財政運営に万全を期すということに尽きると私は思っております。

〔橋本委員長代理退席、委員長着席〕

○山井委員 これは大事な答弁ですね。安倍総理は消費税増税が前提だと言っているけれども、そのことを問うても、根本大臣は、ということは、障害年金の引上げや介護職員、障害福祉職員の処遇改善は消費税増税が前提とは答弁されないという理解でいいですか。確認だけさせてください。それならそれで結構ですから、私はその方がありがたいんですから。

○根本国務大臣 私は、私の考えは今、再三再四申し上げてまいりました、その私の答弁に尽きると思っております。

○山井委員 わかりました。総理大臣と見解が違うということは非常に重要ですね。前提ということはおっしゃいませんでした。私はそれでいいと思うんです。やはり、私は安倍総理の発言はおかしいと思います。前提にすべきじゃないんです。

実際、きょうの配付資料にもありますように、エビデンスを、今までの事例を見てください、四ページ目、基礎年金の納付期間を十年にする、短くする改正、これも民主党政権で提案しました。これも、消費税増税は延期しましたけれども、やりました。やられたんですよ。私、これはいいことだと思いますよ。与党の方々に対しても、いいことだと言いたい。

つまり、消費税増税とセットであっても、全て必ずしも前提じゃないんですよ。これは与党も野党も関係あり

ませんよ。もし消費税増税が延期になったときにも、やはり当事者の方々や福祉現場が待っておられることはできる限りやらないと。これは与党も野党も関係ないと思います。

次の五ページにも書いてあります。松山国務大臣の答弁、消費税が八%に据え置かれている中であっても、認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育等の受皿の拡大に伴う運営費の増額、また三歳児の職員配置の改善、さらには私立幼稚園、保育園等、認定こども園の職員給与の三%分の改善を行うなど、全ての事項を既に実施しておりますと。

つまり、いろいろ財源はありますけれども、増税が延期になっても、優先順位が高いこと、また財源が確保できたことはやっていっているんですね。先ほどの基礎年金の納付期間の十年への改正に関しても、このときは、簡素な給付措置に計上していた予算を充てて、かわりの財源も充ててやっていったということでもあります。

ですから、今、根本大臣もうなずいてくださっておりますけれども、ここは全てとは言いませんよ、消費税増税をしなかった場合は。それに、そういう仮定は余り政府もしたくないんでしょうから。でも、実際、その議論がもうマスコミを見ても出てきているんですよ、消費税増税するのকাশないのか。

そうしたら、消費税増税をもししなかった場合、この一覧表の中のどれをやって、どれをやらないのか。多分、全てやるとか全てやらないということにはならないと思います、この一ページ。それは、もし想定外のリーマン・ショック級のそういう事態になったとき、そのときに検討するという理解でよろしいですか。

○根本国務大臣 私はもう何度もお答えしておりますが、消費税財源は重要な社会保障財源、そして、社会保障・税一体改革でこの一体改革は一応区切りとなりますが、その際に実施する予定の社会保障の各施策、これについてはしっかりと準備していくことが重要だと考えております。

○山井委員 私、意味ある答弁だと思いますよ。あくまでも消費税増税が前提だということを総理は言ったけれども、根本大臣は社会保障担当大臣の立場でそういう答弁はされないということは、私は一つの見識だと思います。

もちろん財源は重要ですけども、先ほども言ったように、相手がある話ですから。介護や障害者福祉の現場は人手不足が深刻です。増税をやめました、予定していた介護職員の賃金、最大八万円、これもやめました、こんなことはやはり通用しないですよ。介護現場は崩壊しますよ。

そういう意味では、増税と必ずしもリンクしていないという根本大臣の考え方というのは、私は、それで理解をさせていただきます。

それで、もう一点。だから、そういう意味でも、増税をするのকাশないのかを理解する上で、今の実質賃金はどうなっているのかということが深刻な問題なんですけど、まだ実質賃金は発表になっておりません。

ちょっと私の配付資料を見ていただきたいんですけども、これは名目と実質の賃金ですね。このグラフを見て、皆さん、どう思われますか。私たちが言っていたとおり、去年の賃金は上振れですね、二十年ぶりに賃金が上がったとか言っておいて、全くうそだったじゃないですか。上乘せさせていただきだけで、ことしに入ったらだだ下がりじゃないですか。これは結局、去年、水増しして上振れしていたということが単純にばれてきたわけですよ。特に、実質賃金なんかは恐ろしいですよ。去年の六月、二・〇伸びたとか、すごい、何十年ぶりだとか言っておきながら、この三月なんかはマイナス二・五%ですよ。

何を言いたいのか。つまり、もう国内外のエコノミストはこの毎勤統計を信用していませんから。信用していません。恥ずかしいことです。この統計は間違っているよね、実態を反映していないよね、厚生労働省の、日本の賃金統計は参考にならないよね、そう見られてしまっております。

だからこそ、私たちは、共通事業所の参考値、つまり、統計委員会の西村委員長を中心におっしゃっている、本系列の伸びだけでは前年度と調査方法が違って誤差があるから共通事業所を重視する、昨年との比較においては共通事業所との比較を賃金伸び率は重視するということを言っているのに、それを出さないということでもあります。

根本大臣にお伺いしたいんですけども、結局、去年は大幅に伸びて、ことしになって暴落、賃金の伸び率。いい悪いを抜きにして、このデータは信用できないと私は思うんですよ、去年は上振れしているし、ことしもサンプル入れかえしているし。つまり、これは統計として意味をなさなくなってしまうているわけです。

私、根本大臣に質問したいんですけども、つまり、二〇一五年十月十六日、経済財政諮問会議で麻生財務大臣が遡及改定を、さかのぼって改定するのをやめるべきだという趣旨の発言をされ、また、それにさかのぼること二〇一五年の三月には、中江安倍総理秘書官が遡及改定はやめるべきだと横やりを入れた。その結果、長年やっていた、さかのぼって訂正するというをやめたんですね。その結果、賃金の伸び率がわからなくなっちゃったんですよ。

根本大臣、これは精度が本当に上がったということでもいいんですか。このグラフを見てもらって、非常にぼろぼろの統計になって、誰も信用しなくなって、これで、今まで答弁されていたように、遡及改定しないことで精度が上がったというふうに根本大臣としては認識しておられますか。

○根本国務大臣 この答弁をする前に、先ほどの山井委員の最後の御指摘ですが、私は先ほど、引上げがなかった場合については答えられないと申し上げてまいりました。ですから、委員は先ほど何か結論めいたことを言いましたが、委員が言われたようなことは私は答えておりません。これはここで申し上げておきたいと思います。

その上で、今の毎勤統計についてのお話をさせていただきたいと思います。

そもそも、なぜこの毎勤統計が精度を上げる必要があったという議論が出てきたか。もともと毎月勤労統計というのは二、三年に一度、サンプルを全部入れかえるものですから、入れかえたときに……（山井委員「もう説明は結構です。精度は上がったのか、下がったのかと聞いているんです」と呼ぶ）いやいや、これは大事なんですよ、段差が生じる、そして、三年さかのぼって、今までの伸び率が、全体が下方修正された。これは、その時点でも、経済誌でもいろいろと問題だと言われていました。そういうのがあって、もっとより精度を高める必要があるのではないかと。

全体のそれぞれの統計改革の中で、毎勤統計についても、これは検証しよう、検討しよう、こういう話が実はもうあったんですよ。平成二十六年の公的統計の整備に関する基本計画というのが出されて、そして、二十七年以後、未諮問の統計についてはレビューしましょう、実はこういう流れがあった中で、この統計をどうするかという検討が続けられてきた、こういう経緯があります。その中で、経済財政諮問会議でもいろいろな問題が指摘されました。その前から厚生労働省でもそういう問題があるということは認識していましたから、これは検討する必要があるということで、検討を続けてきた。

それから、サンプル入れかえ方式、部分ローテーションを導入した、これは、統計の専門家がしっかりと議論した上でしょう。ですから、やはりローテーションサンプリングの方が精度が高まるということで、今回、この新たな制度に……（山井委員「精度は高まったんですかと聞いているんですよ、だから」と呼ぶ）私は、今、統計でデータが出た、これはどうしてこういう状況になったかというのは統計をきちんと読む必要がありますが、精度を高めるためにつくられた統計である、そしてローテーションサンプリング……（山井委員「精度は高まったんですか」と呼ぶ）ちょっと聞いてください。ローテーションサンプリングを導入したので、参考値として、もう一つ、共通事業所、去年とことし、同じ回答、同じ対象になったところを参考値として、これは名目値でやっていますけれども、これも参考にしようということでやってきた。

こういう経緯がありますから、精度が高まったのかどうか、今までの全数入れかえ方式と比較してどうかということですが、これは、専門家が議論をして、やはりローテーションサンプリングの方が精度が高まるということでこの新しい方式に切りかえておりますので、そこは、精度を高めたいということでこの方式を導入したわけですから。もう一点言わせていただければ、今はちょっと経過期間で、入れかえを二分の一にする、あるいは三分の一にする、今ちょうどその経過期間にありますので、その経過期間の状況も見きわめながらこの統計について見ていく必要があると私は考えています。

○山井委員 結局、精度を高めるためにやったけれども、精度が高まったとは口が裂けても答弁できない。精度、ぐちゃぐちゃになっているじゃないですか。

これは、右の方の名目賃金、去年上がったけれども、上振れ、水増し、エコノミストからめっちゃくちゃ非難を浴びて、間違っていますと言われて、ことしになったら大幅にダウン。これも、本当にダウンしているのかどうかは、サンプル入れかえでわからない。その結果、統計委員会は、赤線の下の方の共通事業所の方が前年度比較は正しいですよと言っているんですよ。

これを根本大臣は、この赤線と青線の両方を見て判断してくださいって、どう判断するんですか、両方を見て。どう判断するんですか。判断のしようがないじゃないですか。これで精度が上がっているんですか。

おまけに、実質賃金の方はもっと強烈ですよ。去年六月は二%アップだけれども、ことし三月はマイナス二・五%。これは本当にこんなに下がっているんですか。そうじゃないと思いますよ。統計手法を変えたからですよ。深刻なのは、この実質賃金の方は、共通事業所の赤線さえ出していないから、さっぱりわからなくなってしまったんですよ。

何で私はこんなことを言うのかというと、消費税増税をするかしないかという判断で、実質賃金が去年プラスだったかマイナスだったか。三年前に延期したときは〇・八%プラスだったんです、実質賃金は。今回マイナスだったら、前回よりも生活実態が悪いときに消費税増税するんですかという話になるわけです。だから、実質賃金の検討会で出してくれと。共通事業所系列の実質賃金はマイナスだったんじゃないか、出してくれと言っても出さないから、最後の十二ページにありますように、私たちは野党合同で予備的調査のお願いをさせていただきました。予備的調査の内容は十一ページにあるもので、本来厚生労働省がぱっと出せば済むものを、マイナスの実質賃金を国民に知らせたくないからこれを出さない、こういう予備的調査をせざるを得なくなるということは非常に遺憾です。

このことに関して、調査局は、できる限り会期内に実質賃金、共通事業所参考値を出すべく、報告書を出すべく努力するということをおっしゃっています。

そこで、私が、西村統計委員長が共通事業所の参考値がいいと言っている、しかし、実質賃金検討会は時間稼ぎばかりやって共通事業所の参考値は一向に出さない、時間稼ぎばかりやっている、それで、西村統計委員長を呼べばいいじゃないですかと言ったら、根本大臣は前回、私に答弁されているんですよ。根本大臣は、西村統計委員長の話を、「私は、西村委員長と検討会と議論していただくことが大事だと思いますよ。」と言って、すばらしい答弁をされたんですよ。だから、西村統計委員長と検討会が話をしてもらったら、共通事業所の参考値を出す結論はすぐ出るんですよ。

にもかかわらず、私の議事録は統計委員会で配ってくださったみたいなんですけれども、根本大臣が「西村委員長と検討会と議論していただくことが大事だと思いますよ。」とまでおっしゃっているのに、まだ西村委員長の話を検討会は聞かないんです。大臣が大事だと思いますよと言っているのに、検討会は拒否しているんですね。

いつ西村委員長と検討会は議論をされるんですか。そして、いつ統計委員会に実質賃金検討会の検討状況を報告するんですか。このままいけば、西村統計委員長の意見に反する、統計委員会と違う間違った方向性の議論をしているから、わざと西村委員長とは議論をさせない、統計委員会には報告させない、それで時間稼ぎをしているとしか言わざるを得ません。

明確にお答えください。もう三カ月も私たちは待っているんです。西村統計委員長と検討会はいつ話をされるんですか。

○根本国務大臣 私は、毎勤統計にしても共通事業所系列の問題にしても、統計というのは専門的に専門家がやっていたらいいし、そこは、先ほども申し上げましたが、毎勤統計というのは、毎勤統計と共通事業所系列の前提は違いますから、この統計がどういうことを意味するかというのは我々は冷静に見るべきだと基本的には思っております。

そして、西村委員長の件であります。まず、西村委員長については、統計委員会では、共通事業所の賃金の実質化をめぐる論点、これを今、検討会で議論していただいている。そして、西村委員長も、個人の意見といいながら、そういう委員会でみずからの御意見をおっしゃっていただいた。

要は、今後の必要な作業の中で、我々は共通事業所の集計値の特性を踏まえたさらなる検討を進めていくことにしておりますが、その中で、四月九日の衆議院総務委員会において西村委員長から御指摘のあった、誤差の定量的な分析、相関係数の分析、非標本誤差の影響分析等についても検討すべき内容であると考えております。

このようなことで、五月十三日に開催された第九回検討会では、山井議員の委員会質問の議事録もごらんいただきながら、誤差の定量的な分析や相関係数の分析の資料を提出して御議論いただいたところでもあります。

要は、西村統計委員長から御示唆いただいた点も踏まえて、まずは、引き続き検討会で十分御議論いただき

いと考えております。

○山井委員 私の議事録を配っていただくよりも、専門家に議論をいただきたいとおっしゃったけれども、専門家中の専門家は西村統計委員長なんです。その西村統計委員長が、共通事業所系列は前年度比較では重視すべきということを結論として出しておられるんですよ。その結論に対して、実質賃金検討会は異を唱えているんですよ。共通事業所系列は余りよくないと言っているんですよ。真っ向から違うようなことを言っているんですよ。そして、かつ、なぜ西村統計委員長はそんなことを考えておられたんだろうなという議論も出ているんですよ、私も時々検討会を傍聴していますが。

話を聞けばいいじゃないですか。ぜひ早急に、私の議事録を配ってもらうのはありがたいけれども、一番いいのは西村統計委員長に直接話を聞いてもらうことなんです、直接話を聞いてもらう場をつくることと、それと、とにかく実際の、実質賃金がどうだったかということを知りたいわけですから、今国会中に当然結論を出して実質賃金の共通事業所の参考値を出す、そのことをさせる。

まさか、調査局が結論を出すのが先になってしまって、厚生労働省がサボタージュしてその数値を出さないなんということはありませんので、西村統計委員長の話を聞くということと、今国会中に共通事業所の参考値を出す、出させるということを答弁いただきたいと思います。

○根本国務大臣 西村委員長から御指摘のあった誤差の定量的な分析等々、これについても検討すべき内容であると考えておまして、そこは検討会の中でも議論をしていただいております。

そして、共通事業所の実質化をめぐる論点、これは西村統計委員長から御示唆いただいた点も踏まえて議論をいただきたいと考えていますが、西村統計委員長の御指摘も十分踏まえた上で、西村統計委員長を検討会に呼ぶか否か、これは検討会に判断いただくべきものと考えております。私は、四月十二日の質疑においてもその旨は明言しております。

そして、実質賃金をめぐる、今、要は有識者、統計の専門家で、さまざまな課題、問題があることについては、専門家の知見そして専門家の検討にまつ、これが私は基本だと思いますから、これは検討会でしっかりとさらなる検討を進めてもらいたいと思っております。(山井委員「国会中に出るんですか。質問に答えていないじゃないですか。国会中には出るんですか、データは、結論は」と呼ぶ)

今、西村委員長の御指摘なども踏まえて、これはそもそも統計の専門の議論ですから、そこは、私は統計の専門家にしっかり議論していただきたい。ですから、その意味では、できるだけ早く報告をしていただきたい、結論を出していただきたいと思っております。

○山井委員 もう時間が来ましたので、これで終わらせていただきますが、統計法六十条の二項「基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者」は、統計法違反になりますよ。つまり、実質賃金がマイナスなのにプラスと発表しているのは統計法違反ですからね、国民をだましている行為ですから。一刻も早く真実の結果を出していただきたいと思います。

以上、これで終わります。